

議第27号

三島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

三島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第31条）」を「第4章
基準該当居宅介護支援に関する基準（第31条）
雑則（第32条）」に改める。
第5章

第2条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、介護支援専門員その他の従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第2項中「できること」の次に「、提供の開始前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、提供の開始前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。第15条第1項において同じ。）によって提供されたものの回数が占める割合」を加える。

第14条第9号中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下この号、第22条の2第1号及び第28条の2第1号

において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものを含み、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得ているものに限る。)」を加え、同条第20号の次に次の1号を加える。

(20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費(法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費をいう。以下この号及び第15条第1項において同じ。)、特例居宅介護サービス費(法第42条第1項に規定する特例居宅介護サービス費をいう。第15条第2項において同じ。)、地域密着型介護サービス費(法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費をいう。第15条第1項において同じ。)及び特例地域密着型介護サービス費(法第42条の3第1項に規定する特例地域密着型介護サービス費をいう。)(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村から求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第15条第1項中「(同条第1項に規定する居宅介護サービス費をいう。以下この項において同じ。)」、「(同条第1項に規定する地域密着型介護サービス費をいう。以下この項において同じ。)」及び「(同条第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)」を削り、同条第2項中「(同項に規定する特例居宅介護サービス費をいう。)」を削る。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置

第20条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため

の指針を整備すること。

- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等による作成等)

第32条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚に

よって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うこととされているもの(第8条及び第14条(第27号に係る部分に限る。))(これらの規定を前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)又は書面等で行うことが想定されるものについては、書面等に代えて当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、この条例の規定により書面等で行うこととされているもの又は書面等で行うことが想定されるものについては、その相手方の承諾を得て、書面等による方法に代えて電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第14条第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間における改正後の第2条第5項、第19条及び第28条の2(これらの規定を第31条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第2条第5項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、改正後の第19条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置を除く。)」と、改正後の第28条の2中「講じなければ」と

あるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の第20条の2（第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第20条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の第22条の2（第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第22条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

令和3年2月16日提出

三島市長 豊岡 武士